平成２０年（フ）第３１４号
北海道帯広市東７条南４丁目３番地、破産手続開始時の住所北海道河東郡音更町緑陽台南区24番地８
破産者　神谷　　稔
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５６７号
宮城県岩沼市下野郷字舘外239番地
破産者　三村　吉郎
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６８１号
仙台市太白区東大野田14番33―305号
破産者　初山由美子
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９６号
仙台市泉区八乙女中央５丁目15番２―516号
破産者　氏家　郁哉
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９７号
仙台市青葉区五橋１丁目４番20―803号、開始決定時の住所仙台市青葉区本町１丁目４番８―804号
破産者　大山榮一こと　趙　　栄一
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３５５４号
横浜市神奈川区西寺尾３丁目18番25―207号
破産者　関根　寛美
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９０号
富山県高岡市小馬出町６番地
破産者　谷道　俊雄
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１７４号
石川県白山市千代野東１丁目12番地５
破産者　吉田　武弘
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２０９号
金沢市専光寺町ツ69番地、従前の住所金沢市間明町１丁目215番地
破産者　宮口　　弘（旧姓北川）
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１７２６号
愛知県豊明市前後町仙人塚1736番地26　シャトー仙人塚102号、開始決定時の住所名古屋市天白区野並２丁目87番地
破産者　佐久間盛敏
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３８号
名古屋市熱田区大宝４丁目９番27号　ファミール日比野703号
破産者　菊池　孝雄
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４３８号
名古屋市中村区靖国町２丁目121番地　グランデ中村公園５Ｂ
破産者　近藤　一郎
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２０７号
名古屋市中川区野田１丁目323番地　コーポニュー中川20Ｃ号
破産者　内藤　留美
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６２０号
愛知県瀬戸市中水野町２丁目631番地の１
破産者　加藤　敏彦
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５４６号
大阪府箕面市新稲５丁目22番24号
破産者　橋本　　茂
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０２３号
大阪市東淀川区東淡路３丁目３番48―113号、前住所大阪府吹田市江坂町１丁目18番16号
破産者　酒井　智成
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３５４号
大阪市淀川区東三国５丁目12番６―605号、前住所奈良市法蓮町1921番地の110
破産者　森　　武志
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２２４号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目８番８号マンションおはな
破産者　青木　孝文
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９９０号
大阪府高槻市幸町２―８―100、住民票上の住所奈良県大和高田市北本町５番31―206号
破産者　岡田　光博
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部